

**令和6年度「若者等就職・定着総合応援事業」
業務委託に関する質疑と回答**

〔提出書類に関する質問〕

	質 問	回 答
1	提出書類の日付	実際に提出される日の日付としてください。持参される場合は持参される日、郵送される場合は発送される日で結構です。
2	様式5及び別添様式の提出の要不要と提出期限	「様式5 事業実績報告書」、「別添（雇用実績報告書）」、「別添（訓練受講給付金支給報告書様式第1号及び第2号）」、「別添（支出事務受託精算報告書様式第3号）」については、委託契約締結後に必要となる様式ですので、応募時は提出不要です。
3	提出書類のオ～はア～エに同封か	提出書類の正本（1部）については、ア～サの順で編綴（左上1箇所ホッチキス止め等で可）し、ア～エの副本（9部）と併せて提出をお願いします。

〔募集要領に関する質問〕

	質 問	回 答
1	実施するコース数が「本事業全体で7コース以内」とのことだが、複数コース提案する事業者があった場合、どのように選定されるのか。	<p>募集要領8（4）アに記載のとおり、「失格者を除いた者のうち、総合点が高い者から、順に選定することとし、実施コース数についても、希望するコース数で選定する。選定された事業者のうち採点結果が最も低い者が京都府の予算の制約により、希望するコース数を選定できない場合は、事業者と協議を行い、実施可能な範囲内のコース数をもって選定する。」こととしています。</p> <p>例えば、総合点1位の事業者が4コース、2位が3コース、3位が2コース、4位が1コースの提案であった場合、1位の事業者が4コース、2位の事業者が3コースとなり、3位及び4位の事業者については非選定となります。</p> <p>一方、1位が1コース、2位が2コース、3位が3コース、4位が4コースで提案があった場合には1～3位で計6コース、4位1コースとして選定します。</p>